

1 津波警報発令時の避難予定場所については、次のとおりとする。（指定緊急避難場所）

避難対象地区	地区名	避難予定場所及び避難経路
網 田	赤瀬周辺	(1) 赤瀬駅（標高 42m）
	平岩周辺	(2) 広刈地区上へ通じる道路を上がる。
	御輿来周辺	(3) 平岩踏切から古屋敷地区へ通じる道路を上がる。（標高 25m）
	戸口周辺	(4) 御輿来地区上へ通じる道路を上がる。（標高 23m）
	塩屋周辺	(5) 戸口避難路から島山へ（標高 80m）
	網田小周辺	(6) 辺田目避難路から高台へ。
	新地周辺	(7) 網田中学校体育館（標高 36m）
	田平周辺	(8) 網田小学校体育館（標高 28m）
	浦小松周辺	(9) 天満宮上へ通じる道路を上がる。（標高 15m）
	長浜周辺	(10) 田平地区道路を上がる。
	〃	(11) 配水地
	多迫周辺	(12) 浦神社又は笠瓜方面へ
	小池周辺	(13) 火の国屋横の道を山上へ上がる。
その他	(14) 長浜東避難路から山へ上がる。	
網 津	長部田・小部田	(15) 天神さんへ通じる道路を上がる。
	住吉・鯉鱒	(16) 小池納骨堂横又は地区内から山上へ上がる。
	直築周辺	(17) 納骨堂横（標高 24m）
	駅前・住吉	(18) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
	その他	(19) 小部田避難路から高台へ
		(20) 長部田避難路から高台へ
		(21) 住吉神社（標高 37m）
緑 川	辺田・潟周辺	(22) 住吉中学校体育館（標高 31m）
	〃	(23) 直築避難路から高台へ
	上新開・下新開	(24) 梅咲避難路から高台へ
	その他	(25) JR 住吉駅前駐輪場
		(26) 新川避難路から高台へ
走 瀧	全 域	(27) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
		(28) 住吉中学校体育館（標高 31m）
		(29) 三角線を越えて山手の方へ
		(30) 辺田避難路から高台へ
		(31) 三角線を越えて山手の方へ
		(32) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
		(33) 宇土市内中心部へ避難する
		(34) 次郎平橋から三角線を越えて山手の方へ
		(35) 走瀧小学校の屋上（標高 14m）
		(36) 平成走瀧大橋から三角線を越えて山手の方へ

※ その他の地域については、できるだけ高台へ移動する。

※ 津波警報等がすべて解除され、かつ、津波により浸水していない次の第2次避難場所へ移動する。

2 地震災害発生時の指定避難所等については、次のとおりとする。（指定緊急避難場所及び指定避難所）

避難対象地区	第1次避難場所	第2次避難場所	避難経路
宇 土	宇土市運動公園グラウンド 宇土高校グラウンド 鶴城中学校グラウンド 宇土小学校グラウンド 宇土東小学校グラウンド 城山公園	ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館） 武道館 宇土市民会館 鶴城中学校体育館 宇土小学校体育館 宇土東小学校体育館 宇土高校体育館 老人福祉センター 図書館 福祉センター	市道宇土中央線 県道川尻宇土線 市道南段原線 市道北段原線 市道城之浦・三拾町線 国道57号線 市道馬之瀬線
花 園	立岡総合グラウンド 花園小学校グラウンド 御領五区児童公園（宇城市） 五色山グラウンド	花園小学校体育館 花園コミュニティセンター	国道3号線 国道57号線 市道宇土・三日線 市道古保里・曲野線
轟	轟地区グラウンド 宇土小学校グラウンド 城山公園 宇土高校グラウンド 宇土高校第3グラウンド	轟地区農業者トレーニングセンター 宇土小学校体育館 ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館） 宇土高校体育館 轟地区公民館	市道松山・栗崎線 市道椿原・神馬線
緑 川	緑川地区グラウンド 緑川小学校グラウンド 住吉中学校グラウンド	緑川地区農業者トレーニングセンター 緑川小学校体育館 住吉中学校体育館	国道57号線 市道大曲・住吉堤防線 市道城塚・上新開線

避難対象地区	第1次避難場所	第2次避難場所	避難経路
網 津	網津地区グラウンド 網津小学校グラウンド 住吉中学校グラウンド 住吉神社	網津地区多目的研修会施設 網津小学校体育館 住吉中学校体育館 網津防災センター	国道57号線 市道大曲・住吉堤防線 市道小部田・直築線
走 潟	走潟小学校グラウンド	走潟小学校体育館 走潟地区体育館 宇土東小学校体育館	国道501号線 市道東走・四丁線 市道東走・西堤防線
網 田	網田地区グラウンド 網田小学校グラウンド 網田中学校グラウンド 島山	網田地区農業者トレーニングセンター 網田小学校体育館 網田中学校体育館 西部老人福祉センター	国道57号線 市道網田中央線

※ 地震発生時の避難は、まず第1次避難場所へ集合し、余震がある程度治まってから第2次避難場所へ移動すること。

※ 自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあるため、要配慮者を除き、原則徒歩とする。要配慮者の自動車による避難経路は、国道3号線、国道57号線、県道、市道等を使用することとし、避難の際には、道路の被災状況を確認しながら安全に避難を行うこと（避難経路については、第5部『災害危険箇所』6. 地区別避難路一覧による。）

3 福祉避難所については、次のとおりとする。

避難対象地区	避難場所
市内全地区	宇土市保健センター，あさひコート，ケアコート宇土本町， 照古苑，照古苑ひまわりホーム，景雅苑

※ 福祉避難所とは、災害時に高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では対応が困難で、特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所のこと。

介護者がいる場合には宇土市保健センターを利用することが出来る。

また、避難勧告等が発令され、必要性が認められた場合には、他の施設についても開設を行う。